

教生学第 30 号

平成28年 4 月 8 日

各教育局長 様

学校教育局参事（生徒指導・学校安全）

指導資料「『いじめアンケート調査』の適切な実施に向けて」について
（通知）

いじめを早期に発見し、解消するためには、学校において、定期的なアンケート調査や教育相談を実施することにより、いじめの実態把握に努めることが重要です。この度、学校におけるいじめアンケート調査を実施する際の留意事項や、アンケート調査実施後の調査票の保管等を取りまとめた資料を作成しましたので、通知します。

ついでには、管内の道立学校及び市町村教育委員会に配付するとともに、管内で行われる校長会及び教頭会で配付し、本資料が各学校における研修や校内のいじめ対策委員会において活用が図られ、いじめの実態把握のためのアンケート調査が適切に行われるよう指導願います。

（生徒指導・学校安全グループ）

「いじめアンケート調査」の適切な実施に向けて

北海道教育委員会

「いじめ防止対策推進法」では、いじめを早期に発見するため、児童生徒に対する定期的な調査等の必要な措置を講ずることが定められており、調査は、いじめを早期かつ効果的に発見できるよう留意し実施される必要があります。アンケート調査が適切に実施されるように、実施に当たっての留意点、実施後の活用方法や回収した調査票の保管についてまとめましたので、各学校におけるアンケート調査の実施の際の参考にしてください。

1 いじめを把握するために実施するアンケートの目的

いじめを把握するために実施するアンケート調査は、誰が被害者か加害者かとは別に、いじめがどの程度起きているのかを定期的に把握し、いじめが起きにくくなるような取組を意図的・計画的に行い、その取組の成果を評価し改善するために実施しています。このため、いじめの実態把握はもちろんのこと、これまでの学校の取組の検証や、取組の改善につながるよう実施後速やかに調査結果を集計し分析する必要があります。

2 アンケート調査を実施するに当たって

「記名式」によるアンケートの実施は、個人の特定はできますが、進行中のいじめや、深刻ないじめを受けている児童生徒は回答しづらいという傾向があります。一方、「無記名式」による実施は、児童生徒は回答がしやすいですが、逆に個人の特定が難しくなってしまいます。

「記名式」、「無記名式」及び「選択式」のいずれの方法で実施するか判断に当たっては、学校の実態や児童生徒の発達段階等に応じ、全ての児童生徒が安心して回答できるように配慮する必要があります。

○いじめによる重大事態が発生した場合に実施するアンケート調査は、「記名式」か「無記名式」か？

重大事態の発生に関わるアンケート調査は、うわさや憶測、悪意のある記述がないように、また、その後の聴き取り調査で記述の内容を確認する必要があることから、「記名式」によるアンケート調査の実施が望ましいとされています。

3 アンケート調査する際の配慮

アンケートを実施する際は、全ての児童生徒が安心して回答できる環境を整えるなどの配慮が必要です。

座席の配置

児童生徒の机の間隔を十分にとり、机を整頓してから回答させるようにします。

事前の説明

実施前は、児童生徒に調査の目的を丁寧に説明してから調査を実施します。教室全体が落ち着かない場合は、全ての児童生徒が落ち着いて回答できる状態となってから、回答開始の指示をします。

回 答

全ての児童生徒が、同じ時間に回答を終えられるよう、教員が質問項目を読み上げながら、回答させる方法も有効です。

回 収

全ての児童生徒が回答を終えたことを確認してから調査票を回収します。児童生徒に調査票を回収させたり、手渡しで回収させたりせず、教員が個別に回収します。また、必要に応じて封筒に入れ回収したり、2つ折りにして回収する方法もあります。



○いじめによる重大事態が発生した場合に実施するアンケート調査の配慮事項

同学年の児童生徒など広く情報提供を求める必要のある児童生徒やその保護者に対しても、調査の内容を説明し、理解を求めることが重要です。

特に、調査の目的やアンケートの記入、提出の方法や、得られた情報を保護者などへ提供する可能性があるといった調査結果の取扱いについても説明し、確認を取った上で実施します。

4 児童生徒が安心して回答できるように

道教委で毎年実施している、いじめの防止等の取組を把握するための調査では、多くの学校は、「いじめの把握のためのアンケート調査」を、教室で回答させていますが、約12%の学校は、家庭に持ち帰り回答させています。家庭に持ち帰り回答させる場合に、学校は、封筒の準備などが必要になりますが、例えば、紙の端を糊で留めて回答が外から見えないようにして回収するなどの工夫をすることにより、費用をかけずに実施することが可能になります。

5 「いじめの把握のためのアンケート」実施後の結果の活用について

「いじめの把握のためのアンケート調査」の調査票を回収したら、速やかに集計作業を行い、学校はいじめの問題への取組に生かすことが重要です。具体的には次のような場面で活用することが考えられます。

教育相談

児童生徒が困っていることや悩んでいることを引き出すため、教育相談の場面で、アンケート調査の結果を示しながら面談することが考えられます。

児童生徒理解

アンケート調査の結果は、学級や学年のいじめの状況や児童生徒のいじめに対する認識について把握できる貴重な資料となることから、結果は、教職員間で情報共有し、研修資料として活用することも考えられます。

児童生徒が主体となった取組

いじめの問題を児童生徒が自分たちの問題として受け止め、主体的に考え、取り組むことができるように、集計結果を児童生徒に示しながら、いじめの防止や望ましい人間関係について考えさせることも考えられます。

保護者や地域への情報発信

学校の取組に対し、保護者や地域住民の理解や協力を得るため、アンケート調査の結果を、学校だよりや Web ページに掲載するとともに、アンケート結果を踏まえた学校の指導方針を保護者や地域に情報提供することも考えられます。

6 実施後のアンケート用紙の保管

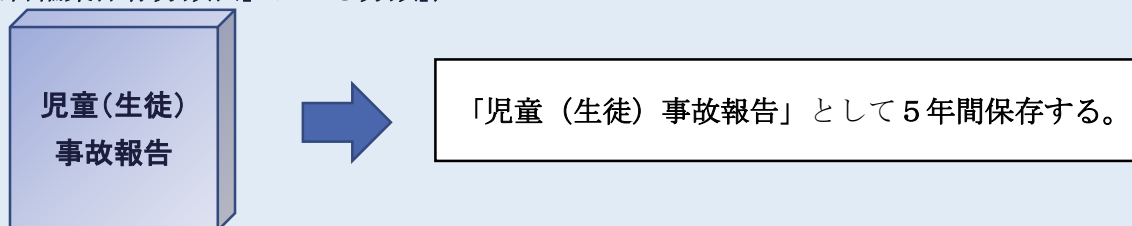
児童生徒を対象として実施するアンケート調査の調査票も「公文書」に当たることから、文書管理に係る規程に定める保存期間が満了するまで破棄することはできません。

「道立学校文書管理規程」では、道立学校の公文書の保存期間は、永年、20年、10年、5年、3年又は1年とされ、文書編集保存分類表の分類項目に従って保存することになっています。

(参考) 道立学校の場合

重大事態発生時など、児童生徒の事故が起きたときに、実施したアンケート調査の調査票の保管

(「文書編集保存分類表」による分類)



* 保存期間の起算日は、その公文書に係る事案の処理が完結した日の属する年度の翌年度の4月1日です。